

公益財団法人 情報通信学会

事務局組織に関する規則

(事務局組織規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第44条第4項の規定に基づき、学会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 学会の事務局は単一の組織とし、部課を設けない。

(事務局長)

第3条 事務局に事務局長を置く。事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その間、理事会が代理の事務局長を指名する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年6月4日第18回理事会決議）

この規則は、平成25年6月4日から施行する。